

老齢年金（厚生年金）簡易マニュアル

作成 2018 年 3 月 30 日

年金の仕組みは非常にややこしく、年代や各種条件により様々な受給形態があり、正確には年金事務所で確認する必要がありますが、その前に最低限年金の基本的な仕組みと概念は知っておく必要があります。

年金機構発行の HP や年金便りもありますが、それらは日本国民あらゆる立場の人全てに対しての内容ということもあり非常に理解しづらく、またそれらは「こうなっていますよ」というスタンスで、「こうしたほうがいいですよ」というものではありません。

以上から、当マニュアルは当社に特化し、現実に即したかたちで作成しました。

尚、本書の説明の中で「**本人**」という人称がでてきますが、マニュアル中の「**本人**」とは全てこれを読んでいる当社の社員である「**自分**」のことです。

なぜこんな但し書きを加えるのかですが、当マニュアルの中で「**本人**」以外に配偶者や子供も関係してくる項がありますが、年金機構やその他一般の解説書では、「被保険者」という表現をとっており、配偶者に関する内容の時、「被保険者」が配偶者を指しているのか自分のことなのか、前後の文章で判断しなければならず、非常に紛らわしいのでこのマニュアルでは「**本人**」とあった場合は全て自分のことであると認識しておいて下さい。

注意事項

年金の説明の前に、最初に絶対に注意すべきことがいくつかあります。

① 年金受給は自動的に行われるものではない。

年金受給を受けるには、必ず**年金機構への請求が必要**であり、自動的に行われるわけではありません。

これを忘れて放置すると、時機を逸し自分が希望する受給を受けられなくなったり、最悪は時効となり、該当期間の受給権を消失してしまうことにもなりかねません。

自分が希望する受給の時期を知り、時機を逸せず手続をして下さい。

② 受給請求（申請）は必ず 70 歳に達するまでにすること。

年金受給には 5 年間の有効期限があり、これを超過するとその超過部分は時効となり受給権を消失してしまいます。

例えば受給請求を失念して仮に 73 歳で初めて請求したとすれば、その時点で受給できるのは、73 歳から 5 年遡った 68 歳からの 5 年分のみで、受給資格の発生した 65 歳～68 歳までの 3 年分（数百万円）の受給権利は失効します。

そんな最悪の事態にならないために、受給請求は**必ず 70 歳に達するまでに請求手続き**をするようにして下さい。

③ 一旦決めた受給方法は終身継続され、途中での変更はできない。

受給にはいくつかの選択肢がありますが、どれを選択しても一旦決めれば、二度と変更することができません。

後で後悔することのないよう、自分の老後のライフスタイルをしっかりと見定めて誤った選択をすることがないようにして下さい。

④ 人に頼らない、自分がしっかり理解して自分で決める。

ある69歳になる人が65歳からの5年分を一括受給すべく、年金の知識が全くないままに年金事務所の担当の人と相談したところ、繰下げ受給が有利だとのアドバイスを受け、迂闊にも繰下げ受給の請求をしたため、5年分を受け取ることができず、途方に暮れてしまったという事例があります。

年金機構は「どうなっているか」は教えてくれますが、「どうすべきか」は決して教えてくれません。

考えてみればそれは当然で、どうするかを決めるのは自分です。そのためには年金の仕組みをしっかりと理解・把握することが求められます。

以上4つの注意をしっかりと頭に入れて、以降に進んでください。

それでは次項より厚生年金の説明に入っていきますが、ここからは敬称略です。

1. 厚生年金の概要

最初に『厚生年金』の構成や仕組み・受給条件などの概要について触れるが、ここでは大雑把に『厚生年金』の種類と受給形式の項目を挙げているだけで、読み飛ばしても差し支えはない。この後の2項以降の個々の詳細説明をしっかりと理解すること。

(1) 『老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』

厚生年金は『老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』で構成されており、各々の違いは『老齢厚生年金』が給与と期間に応じた受給額が支給される（上限がある）のに対し、『老齢基礎年金』は給与に関係なく、ある一定の基準を満たしていれば定額を受給できる。

(2) 『加給年金』・『振替加算』

これは言わば家族手当のようなもので、年齢制限その他の制約があるが、期間限定で年金本体に加算される制度。

(3) 『差額加算』(経過的加算)

年金法改正による調整的な制度。

(4) 受給開始年齢

受給資格年齢は基本65歳で、65歳になった時点で『老齢厚生年金』『老齢基礎年金』、及び付随的に『加給年金』を受給できるが受給額については各々制約条件がある。

(5) 『繰上げ受給』『繰下げ受給』

受給資格年齢は65歳からだが、『繰上げ受給』は60歳から受給することができる制度。但しその時期に相応して受給額は減額される。

対し、『繰下げ受給』は『繰上げ受給』の逆で、65歳で受給せずに先送りにすることにより、受給額が増額される制度。

※この制度は『老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』とでは大きく条件が異なり、『老齢基礎年金』ではそれほどの制限はないが、『老齢厚生年金』は大きな制約がある。

この他にも年金制度に付随する細かな条項や取決めなどがあるが、あまり多くを挙げると混乱するので、以降の各詳細説明の中で説明を加えていく。

以上が『厚生年金』の概要で、巻末の『厚生年金』全般の流れを示した概念図を参照

ここから各詳細説明に移る。

2. 『老齢基礎年金』

『老齢厚生年金』が本人の給与の多少により支給されないなどの変動があるのに対し、『老齢基礎年金』は、ある一定の基準さえ満たせば本人の給与に関係なく受給資格年齢に達した時点で一定額を受給することができる。

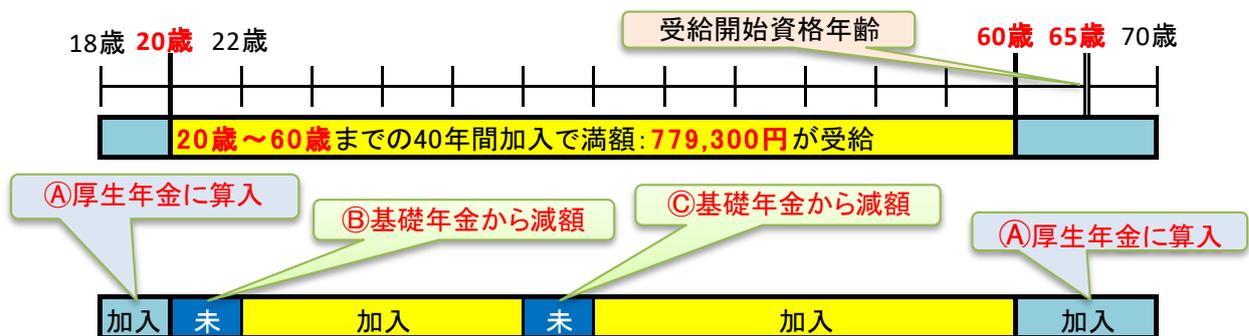
『老齢厚生年金』と切り離して別個に受給することができる。

ここでは『老齢基礎年金』の受給額、『繰上げ受給』『繰下げ受給』について説明する。

2-(1)受給資格・受給額

- ・『老齢基礎年金』を受け取る資格として、満20歳～60歳までの間に『厚生年金』もしくは『国民保険』に10年以上加入していなければならない。
- ・満20歳～60歳までの40年間（480ヶ月）を収めた場合、受給資格年齢65歳に達した時点で満額779,300円が支給され、以降毎年同額を終身受給できる。
- ・満20歳～60歳までの40年間の途中に空白があればその分は減額され、この空白を『老齢基礎年金』の対象期間外（20歳未満の期間と60歳以上の期間）で穴埋めはできないが、この分は『老齢厚生年金』に割り当てられるので、消失するわけではない。

老齢基礎年金の年齢と期間の関係



改正された『厚生年金』の『老齢基礎年金』には20歳～60歳までの限定された対象期間があり、大卒就労での20歳～22歳の2年間や、転職その他の事情などでの空白（未加入）があればその期間分が減額され、それを対象期間外である20歳未満及び60歳以上の期間では補うことができない仕組みになっているが、これを補う処置としてこの対象期間外の加入分については、『老齢基礎年金』には算入できないが、『老齢厚生年金』の一部として扱われる。

2-(2) 『繰上げ』・『繰下げ受給』

2-(1)項より『老齢基礎年金』は受給資格年齢の65歳に達した時点で、以降終身受給できるが、ここに『繰上げ受給』と『繰下げ受給』という制度があり、『繰上げ受給』は、受給率はダウンするが受給資格年齢以前の60歳から受給することができる。

『繰下げ受給』は『繰上げ受給』とは逆で、受給資格年齢に達しても受給を見送ることにより、受給率をアップできる制度。

『繰上げ受給』は、言わば手形割引に似た制度で（本質的には異なる）、早くもらう代わりにその分金額が低くなるというもの。

逆に『繰下げ受給』は、受給できる権利を棚上げすることにより、棚上げ期間に相応した増額受給が得られる制度。

『繰上げ受給』

年齢	受給率	
60歳	70.0%～75.5%	60歳0ヶ月の場合、70.0% = 545,510円
61歳	76.0%～81.5%	
62歳	82.0%～87.5%	
63歳	88.0%～93.5%	63歳2ヶ月の場合、89.0% = 693,577円
64歳	94.0%～99.5%	
65歳	100%	65歳 = 779,300円 （満額の場合）

※一ヶ月0.5%の割合で受給率が変わる

※過去に遡っての『繰上げ受給』はできない

『繰下げ受給』

年齢	受給率	
65歳	100%	
66歳	108%～116%	66歳7ヶ月の場合、113.3% = 882,947円
67歳	117%～124%	
68歳	125%～133%	68歳2ヶ月の場合、126.6% = 986,594円
69歳	134%～141%	
70歳	142%	70歳 = 1,106,606円 （満額の場合）

※一ヶ月0.7%の割合で受給率が変わる

※『繰上げ受給』は過去に遡っての受給はできない。

例えば63歳の方が60歳に遡っての3年間の『繰上げ受給』を受けることはできず、受給できるのは63歳時点以降となる。

以上の通り、60歳での『繰上げ受給』と70歳までの『繰下げ受給』とでは**561,096円**もの大きな差額が発生するが、『繰上げ受給』ではその分早く開始できることと、寿命との関連もあり単純にこの差額だけで損得の判断はできず、それについては年齢と年代による受給率・受給額との関係を表した、この後で説明する『老齢基礎年金』繰上げ・『繰下げ受給』による総受給額比較表を参照のこと。

2-(3) 『老齡基礎年金』繰上げ・『繰下げ受給』による総受給額比較

老齡基礎年金の繰上げ・繰下げ受給による総受給額比較表

(単位:千円)

	(基準額:779,300円)	受給率	受給額	60~80歳				
				60~65	65~70	~70累計	70~80	~80累計
① 60歳で繰上げ受給		70.0%	545,510	2,728	2,728	5,455	5,455	10,910
② 63歳で繰上げ受給		88.0%	685,784	1,372	3,429	4,800	6,858	11,658
③ 65歳で通常受給		100.0%	779,300	0	3,897	3,897	7,793	11,690
④ 68歳で繰下げ受給		125.2%	975,684	0	1,951	1,951	9,757	11,708
⑤ 70歳で繰下げ受給		142.0%	1,106,606	0	0	0	11,066	11,066

③通常受給を0とした、年代別受給額Σの差額

N	率	~70歳	~80歳	~90歳	~100歳
①	70.0%	1,559	-779	-3,117	-5,455
②	88.0%	904	-31	-966	-1,901
③	100.0%	0	0	0	0
④	125.2%	-1,945	19	1,983	3,946
⑤	142.0%	-3,897	-623	2,650	5,923

60~100歳			
80~90	~90累計	90~100	受給総額
5,455	16,365	5,455	21,820
6,858	18,516	6,858	25,374
7,793	19,483	7,793	27,276
9,757	21,465	9,757	31,222
11,066	22,132	11,066	33,198

上記表は、受給可能年齢の60歳から100歳までの総受給額を表したもので、『繰上げ受給』、通常受給、『繰下げ受給』各々の差額を判断するための表。

この表から読めるのは、80歳まではどの受給方法を選択しても大差のないことが分かる。しかし、90歳になると①・⑤両端で約±300万円の差、100歳では約±600万円の差、①・⑤両端では1138万円の差が発生する。

以上から、この①~⑤のどれを選ぶかは自身の老後ライフスタイルによって選択する必要があるが、最終的にはこの『老齡基礎年金』だけ判断するのではなく、以降で説明する『老齡厚生年金』、『加給年金』が加算された総額で判断をすべきだろう。

現在当社の定年が65歳、更に希望により最長70歳までとなっており、この後で説明する『老齡厚生年金』は、在職中は全額支給停止もしくはごく少額しか受給できないが、70歳での退職後は『老齡厚生年金』を全額受給でき、その額はたいてい『老齡基礎年金』を上回り、それに加えて条件付きだが加給年金も加わるので、それらを総合的にみて判断する必要がある。

尚、年金機構の統計では『繰下げ受給』を請求しているのは全体の2%以下、つまり100人中2人もいないという現実があり、これはおそらく寿命との関係で、いかに先になってたくさんもらっても早死にしては意味がなく、低くても生きている間にもらえるものはもらっておこうということだろう。

また、もたもたしていたらまた改正でもらえなくなるかもしれないという不安もあるかもしれない。

いずれにしてもあとで後悔しないように熟考して決めること。

3. 『老齢厚生年金』

『老齢基礎年金』が『厚生年金』の1階部分とすれば『老齢厚生年金』は2階に相当し、『老齢基礎年金』と比較してその受給方式はより複雑になっており、『老齢基礎年金』が2項の説明の通り、ある一定の条件さえ満足させれば、報酬（給与）と無関係に受給できるのに対して、『老齢厚生年金』は現在の給与によって一部もしくは全額が差し止められる（『支給停止』）

また『老齢基礎年金』には『繰上げ受給』・『繰下げ受給』の制度があるが、『老齢厚生年金』には『繰上げ受給』はなく、『繰下げ受給』のみとなる。

以降何歳からいくら受給できるのか、その制約条件、次期・期間について説明する。

3-1 『老齢厚生年金』の受給額

在職中における『老齢厚生年金』の受給額は本人の給与によって大きく変り、給与額により一部もしくは全額が停止される。

以降、満額ではどのくらい貰えるのか、どれだけ停止（減額）されるのかの具体的説明に移るが、まずは何も制限が無い場合の『老齢厚生年金』受給額を算出する。

その基本公式は以下のAとBがあり、双方を合算したものが『老齢厚生年金』受給額。

『報酬比例部分』算出公式

A：平均報酬月額(賞与含まず) × 0.713% × 平成15年(2003年)3月以前の加入期間の月数

B：平均報酬月額(賞与含む) × 0.548% × 平成15年(2003年)4月以降の加入期間の月数

これが『老齢厚生年金』受給額の基本公式になるが、実際には各年毎に細かく計算され、年代によって係数も変わってくるので、素人で正確な受給額を算出するのは不可能に近く、あくまで大雑把な目安程度と認識しておくこと。

WEB上のシミュレーターもあり、早見表も用意してあるので、それらを参考にすること。

「年金額早見表とWEB上計算シミュレーション」

<http://hokenstory.com/kosei-nenkin-hoken-how-much/>

AとBに分かれているのは、平成15年4月より受給額の計算に賞与を含めるようになったが、それ以前は賞与を計算に含めていなかったことによる調整。

一応以下に算出事例を示すが、計算が面倒なのと面倒な割に正確な答えが得られるものではないので、実際には早見表かシミュレーターを使うのが手っ取り早い。

【事例】

昭和 50 年(1975 年)22 歳で入社、現在(2018 年)65 歳の社員

A 期間の平均給与が 25 万円（賞与含まず）で、28 年間

B 期間の平均給与が 35 万円（賞与含む）で、15 年間

（目安程度なので、正確な月数は計算していない）

A:平均給与=25 万円、1975 年～2003 年：28 年間×12=336 ヶ月

A 期間から算出した受給額：25 万×0.713%×336=598,920 円

B:平均給与=35 万円、2003 年～2018 年：15 年間×12=180 ヶ月

B 期間から算出した受給額：35 万×0.548%×180=345,240 円

A+B=944,160 円…『老齢厚生年金』受給額

・シミュレーターでの結果も 944,188 円と、ほぼ近い数値になっている

・早見表もおおよそ 90 万円付近に当てはまっている。

これが『老齢厚生年金』受給額の中の『報酬比例部分』と呼び、これに『差額加算』（後で説明）と『老齢基礎年金』が加算された金額が毎年終身まで支給される。

『報酬比例部分』 =944,160 円

『老齢基礎年金』 =779,300 円（全ての条件を満たしている場合）

『差額加算』 = 700 円…『老齢基礎年金』が満額の場合

※加給年金は除く

合計 =1,724,160 円

老齡厚生年金額の目安

平成15年3月までの平均給与(賞与含まず)

(単位万円)

	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
1年	1	1	2	2	3	3	3	4	4
5年	4	6	9	11	13	15	19	21	24
10年	9	13	17	21	26	30	34	38	43
15年	13	19	26	32	38	45	51	58	64
20年	17	26	31	43	51	60	68	77	86
25年	21	32	43	53	64	75	86	96	107
30年	26	38	51	64	77	90	103	115	128
35年	30	45	60	75	90	105	120	135	150
40年	34	51	68	86	103	120	137	154	171

平成15年4月以降の平均給与(賞与含む)

(単位万円)

	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	55万円
1年	1	1	1	2	2	2	3	3	3	4
5年	3	5	7	8	10	12	13	15	16	18
10年	7	10	13	16	20	23	26	30	33	36
15年	10	15	20	25	30	35	39	44	49	54
20年	13	20	26	33	39	46	53	59	66	72
25年	16	25	33	41	49	58	66	74	82	90
30年	20	30	39	49	59	69	79	89	99	109
35年	23	35	46	58	69	81	92	104	115	127
40年	26	39	53	66	79	92	105	118	132	145

3-(2)『老齢厚生年金』の『支給停止』

ここまで何度か『支給停止』という言葉が出てきたと思うが、これは要するに本人の給与が国の定めた基準をオーバーしていれば、3-(1)で算出された『厚生年金』の一部もしくは全額が『支給停止』されるという制度。

報酬額による調整（『支給停止』後の受給額（月額）

【算定のパラメータ】

『支給停止』額算出の基準になるのは、『総報酬月額相当額』と『基本月額』。

『総報酬月額相当額』 = 直近の給与（月給） + 直近1年間の賞与 ÷ 12

『基本月額』 = 『老齢厚生年金』の『報酬比例部分』 ÷ 12

【条件を選択】

①基本月額 + 総報酬月額相当額が 28 万円以下 = 支給停止無し…全額支給

①総報酬月額相当額が 46 万円以下で、且つ基本月額が 28 万円以下

②総報酬月額相当額が 46 万円以下で、且つ基本月額が 28 万円を超える

③総報酬月額相当額が 46 万円を超え、且つ基本月額が 28 万円以下

④総報酬月額相当額が 46 万円を超え、且つ基本月額が 28 万円を超える

【条件に合致する番号（①～④）の計算式で受給額（月額）を算出】

①基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2

②基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2

③基本月額 - {(46 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)}

④基本月額 - {46 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)}

以上5つの段階に分かれているが、②と④は、『基本月額』が 28 万円を超えるケースは現在当社では存在せず、また逆に①のケースも存在しないので、該当するのは、①か③になるが、③は大半が全額支給停止となり、実質計算式として使うのは①のみとなる。

先の3-(1)で取り上げた例を当てはめてみると、

『総報酬月額相当額』 = 35 万円

『基本月額』 = $944160 \div 12 = 78680$

以上からこの事例は①に当てはまり、①の公式で月額受給額を算出してみる。

①基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2

$78680 \text{ 円} - (350000 + 78680 \text{ 円} - 280000 \text{ 円}) \div 2 = 4340 \text{ 円}$ (支給月額)

以上のように月にたった 4340 円しか支給されず、当社に限らず在職中に『支給停止』になら

ずに受給できるのは実質パートやアルバイトだけといってもいい。
以下にこれも目安程度だが、在職中の調整（『支給停止』）による受給額の早見表を用意したので参考にしてほしい。

老齢厚生年金調整（支給停止）後の受給額（月額）

報酬 比例額	基本 月額	直近の賞与を含む報酬															
		20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50
60	5.0	6.5	5.5	4.5	3.5	2.5	1.5	0.5	-0.5	-1.5	-2.5	-3.5	-4.5	-5.5	-6.5	-8.5	-10.5
70	5.8	6.9	5.9	4.9	3.9	2.9	1.9	0.9	-0.1	-1.1	-2.1	-3.1	-4.1	-5.1	-6.1	-8.1	-10.1
80	6.7	7.3	6.3	5.3	4.3	3.3	2.3	1.3	0.3	-0.7	-1.7	-2.7	-3.7	-4.7	-5.7	-7.7	-9.7
90	7.5	7.8	6.8	5.8	4.8	3.8	2.8	1.8	0.8	-0.3	-1.3	-2.3	-3.3	-4.3	-5.3	-7.3	-9.3
100	8.3	8.2	7.2	6.2	5.2	4.2	3.2	2.2	1.2	0.2	-0.8	-1.8	-2.8	-3.8	-4.8	-6.8	-8.8
110	9.2	8.6	7.6	6.6	5.6	4.6	3.6	2.6	1.6	0.6	-0.4	-1.4	-2.4	-3.4	-4.4	-6.4	-8.4
120	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0	-3.0	-4.0	-6.0	-8.0
130	10.8	9.4	8.4	7.4	6.4	5.4	4.4	3.4	2.4	1.4	0.4	-0.6	-1.6	-2.6	-3.6	-5.6	-7.6
140	11.7	9.8	8.8	7.8	6.8	5.8	4.8	3.8	2.8	1.8	0.8	-0.2	-1.2	-2.2	-3.2	-5.2	-7.2
150	12.5	10.3	9.3	8.3	7.3	6.3	5.3	4.3	3.3	2.3	1.3	0.3	-0.8	-1.8	-2.8	-4.8	-6.8
160	13.3	10.7	9.7	8.7	7.7	6.7	5.7	4.7	3.7	2.7	1.7	0.7	-0.3	-1.3	-2.3	-4.3	-6.3
170	14.2	11.1	10.1	9.1	8.1	7.1	6.1	5.1	4.1	3.1	2.1	1.1	0.1	-0.9	-1.9	-3.9	-5.9
180	15.0	11.5	10.5	9.5	8.5	7.5	6.5	5.5	4.5	3.5	2.5	1.5	0.5	-0.5	-1.5	-3.5	-5.5
190	15.8	11.9	10.9	9.9	8.9	7.9	6.9	5.9	4.9	3.9	2.9	1.9	0.9	-0.1	-1.1	-3.1	-5.1
200	16.7	12.3	11.3	10.3	9.3	8.3	7.3	6.3	5.3	4.3	3.3	2.3	1.3	0.3	-0.7	-2.7	-4.7
210	17.5	12.8	11.8	10.8	9.8	8.8	7.8	6.8	5.8	4.8	3.8	2.8	1.8	0.8	-0.3	-2.3	-4.3
220	18.3	13.2	12.2	11.2	10.2	9.2	8.2	7.2	6.2	5.2	4.2	3.2	2.2	1.2	0.2	-1.8	-3.8
230	19.2	13.6	12.6	11.6	10.6	9.6	8.6	7.6	6.6	5.6	4.6	3.6	2.6	1.6	0.6	-1.4	-3.4

黒字＝受給額、赤字＝0以下は全額支給停止になる。

◆以上の通り、『老齢厚生年金』には『老齢基礎年金』とは異なり『支給停止』が適用されるが、この後で説明する『差額加算』には『支給停止』は適用されない。

3-(3) 『老齢厚生年金』の『繰下げ受給』

『老齢基礎年金』と同じく、『老齢厚生年金』にも『繰下げ受給』が適用され、『老齢厚生年金』も同様のアップ率で受給することが出来るが、しかしこれはあくまで原則であって、実際には在職中の『老齢厚生年金』の『繰下げ受給』は『老齢基礎年金』とは異なり、『老齢厚生年金』には『支給停止』が大きく影響し、65歳～70歳までの5年間で全額『支給停止』になっていれば、受給率が最大の142%であってもその母数がゼロなので当然増額はされない。

しかし現実には支給停止があっても、給与によって僅かではあるが数千円～数万円（月額）は受給できる可能性もあるので、受給資格年齢に達している人は自分の受給額を確認して、受給するか、『繰下げ受給』にするかを選択しておくこと。

65歳で通常に受給するか、『繰下げ受給』のどちらを選択するかは個人のライフスタイルによるが、以下に事例を挙げておくので参考にしてほしい。

【例】

65歳での受給を見送り70歳まで『繰下げ受給』した場合、且つその5年間の平均受給額が、1万円/月とする。

この場合の増額率は+42%なので、70歳以降毎月4200円が支給されるが、65歳～70歳までの5年分=60万円は受給できない。

『老齢基礎年金』の『繰下げ受給』と同じく、70歳以降通常に受給した60万円に追いつくには12年、つまり82歳で通常に受給したのと同額になり、以降は毎年50400円がプラスとなる。

尚、どの受給方法を選択するにしても、ここで説明した算出法はあくまで目安程度で正確な受給額を知ることはできない。実際に受給する時は年金事務所で確認すること。

また、「ねんきんネット」も活用すべきで、当サイトで自分の年金に関する正確なプロフィールを確認できる。

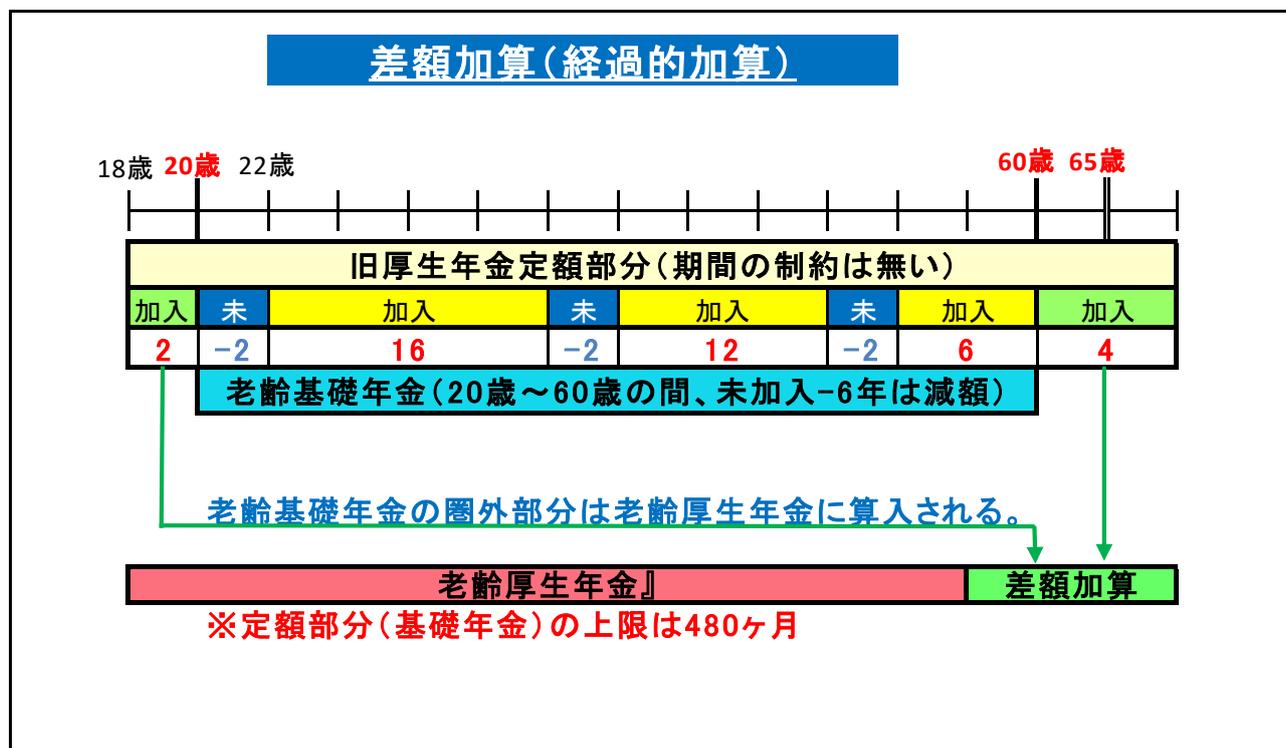
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

サイトから申し込めば、2～3日でIDが届くので、当サイトから自分の履歴や受給額を確認することができる。

4. 『差額加算』（経過的加算）

昭和36年（1961年）3月に年金制度が改正され、以前の『厚生年金』を構成していた『報酬比例部分』と『定額部分』の内、『定額部分』が改正後の『老齢基礎年金』に置き換わることになった。

しかし、以前の『定額部分』と現在の『老齢基礎年金』とでは対象期間も金額も異なっているため、それを調整するために『差額加算』（経過的加算）の制度ができたもの。



『定額部分』 = 780,000 円

『老齢基礎年金』 = 779,300 円

僅かだが双方の差額：700 円（年間）が発生、及び『老齢基礎年金』に期間制限が設けられたことにより、『老齢基礎年金』の対象期間外である、以前の『定額部分』における20歳未満と60歳以上の加入期間分が浮いてしまうので、この該当期間分を『老齢基礎年金』にではなく、『老齢厚生年金』に算入させる制度が『差額加算』。

この『差額加算』は、『老齢基礎年金』圏外の期間分を『老齢厚生年金』に算入する制度で、属する母体が変わるだけのことで、総額が変動するものではないが、しかし『老齢基礎年金』と『老齢厚生年金』とでは受給条件や仕組みが異なるため、『老齢基礎年金』の『繰上げ受給』を選択した場合に影響がある。

『差額加算』（経過的加算）の公式

・『差額加算』＝定額部分の金額－同じ期間に対応する基礎年金の金額

①定額部分＝1,625 円×厚生年金加入月数（上限 480 月）

②基礎年金＝77 万 9,300 円×厚生年金加入月数（20 歳～60 歳）÷480 月

③『差額加算』＝①－②

私（服部）の年金加入履歴（実例）

・ S42(1967,18 歳).3/13～S44(1969,20 歳).3/1 24 か月

（内、18 歳～20 歳までの期間＝22 ヶ月、 20 歳＝2 ヶ月）

・ S44(1969,20 歳).3/1～S46(1971,22 歳).12/1 33 ヶ月未加入期間

・ S46(1971,20 歳).12/1～H21(2009,60 歳).1/30 445 ヶ月

・ H21(2009,60 歳).2/1～H31(2019,70 歳).1/30 120 ヶ月

厚生年金総加入期間＝589 ヶ月、20 歳～60 歳＝447 ヶ月

※厚生年金に加入してから現在まで 589 ヶ月になるが、『老齢基礎年金』の上限が 480 ヶ月であるため、旧『老齢厚生年金』の定額部分は 480 ヶ月で計算。

① 『老齢厚生年金』加入期間＝589 ヶ月 → 上限 480 ヶ月

② 『老齢基礎年金』加入期間＝447 ヶ月

③ 『老齢基礎年金』受給額：(779,300 円÷480 ヶ月)×447 ヶ月＝725,723 円

④ 『差額加算』＝780,000 円－725,723 円＝54,277 円

◆『差額加算額』は、性格的に『老齢基礎年金』の一部になるので、前項の支給停止の対象にはならない。

ここが悩ましいところだが、『差額加算』は『老齢厚生年金』に属しているので基本的には『老齢厚生年金』のルールに連動した受給形態になっており、通常支給はもちろん『繰下げ受給』にも適用しているが、唯一異なるのは『差額加算』が『支給停止』の対象にはならないこと。

これは言わば B（老齢基礎年金）の住人である C さん（差額加算）が、A（老齢厚生年金）の家に間借りしているようなもので、普段の生活は A と行動をともにしているが（通常受給・繰下げ受給）、A に何か不都合（支給停止）があった場合、C は元々 B の住人なので、そんな A の不都合に付き合う必要はないと解釈すればよい。

5. 加給年金・振替加算

5-(1) 『加給年金』

『加給年金』とは言わば家族手当のようなもので、いくつかの制約条件があるが、本人の配偶者及び実子はその対象となる。

加給年金受給条件

対象者	年金額	年齢制限	受給期間
配偶者	389,800	～65歳まで	本人年齢－配偶者年齢差間
1子～2子まで	224,300	～18歳まで	(子供との年齢差)－47
3人目以降	74,800	～18歳まで	

※本人が**65歳**になった時点で加給年金の資格が発生。

※本人の老齢厚生年金が**全額支給停止**であれば受給できない。

※配偶者の加給年金を受給するには、**配偶者の年齢<本人**でなければならない。

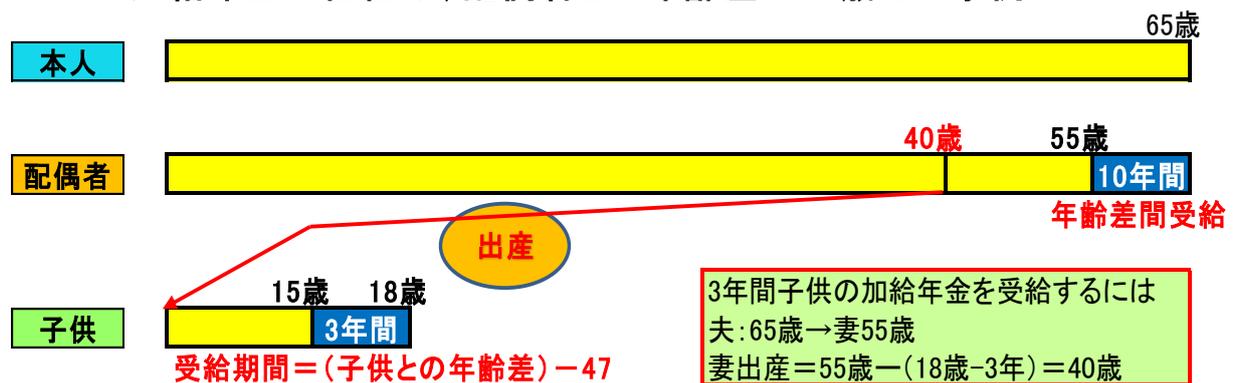
※配偶者が『**老齢厚生年金**』を受給していれば受給できない。

※配偶者の厚生年金加入期間が**20年以上**であれば受給できない。

※子供が**結婚**すれば受給できない。

※配偶者年齢≥本人年齢の場合、子供の加給年金を受給するには同年齢であっても**47歳以上の超高齢出産**になるためゼロでないにしても事実上子供の受給は望めない。

加給年金の仕組み、配偶者との年齢差が10歳での事例



この事例では、配偶者(妻)との年齢差が10歳あった場合に、仮に子供の加給年金を3年間以上を受給するには、最低でも妻は**40歳以降**で子供を産まなければならない。夫婦の年齢差10歳は決して珍しくはないが、しかし5歳差以内が全体の67%という厚労省の統計からすると10歳差は比較的少ない部類に入り、その少ない年齢差であっても、妻が40歳以降の高齢出産でないと受給資格が得られないことからして、そもそもこの子供の加給年金は極く少数の人しか対象にならないということである。

5-(2) 『振替加算』

加給年金は配偶者が65歳になると受給資格が失効するが、その代わりに65歳以降（配偶者）は『振替加算』として配偶者が年金を受給できる。

配偶者が年上の場合もこの『振替加算』が適用され、本人（夫）が65歳に達した時点より配偶者が受給できる。

『振替加算』の制約条件

※配偶者が**昭和41年4月1日以前**に生まれであること。

※配偶者の『老齢厚生年金』加入期間が**20年未満**であること。

※配偶者の年収が850万円未満であること。

『振替加算』生年月別受給額

配偶者生年月日	受給額
昭和22年4月2日～23年4月1日生まれ	98,800円
昭和23年4月2日～24年4月1日生まれ	92,700円
昭和24年4月2日～25年4月1日生まれ	86,900円
昭和25年4月2日～26年4月1日生まれ	80,800円
昭和26年4月2日～27年4月1日生まれ	74,800円
昭和27年4月2日～28年4月1日生まれ	68,900円
昭和28年4月2日～29年4月1日生まれ	62,900円
昭和29年4月2日～30年4月1日生まれ	56,800円
昭和30年4月2日～31年4月1日生まれ	51,000円
昭和31年4月2日～32年4月1日生まれ	44,900円
昭和32年4月2日～33年4月1日生まれ	38,800円
昭和33年4月2日～34年4月1日生まれ	33,000円

注：この『加給年金』・『振替加算』は、規約や制約事項が多く、正確には年金事務所で確認のこと。

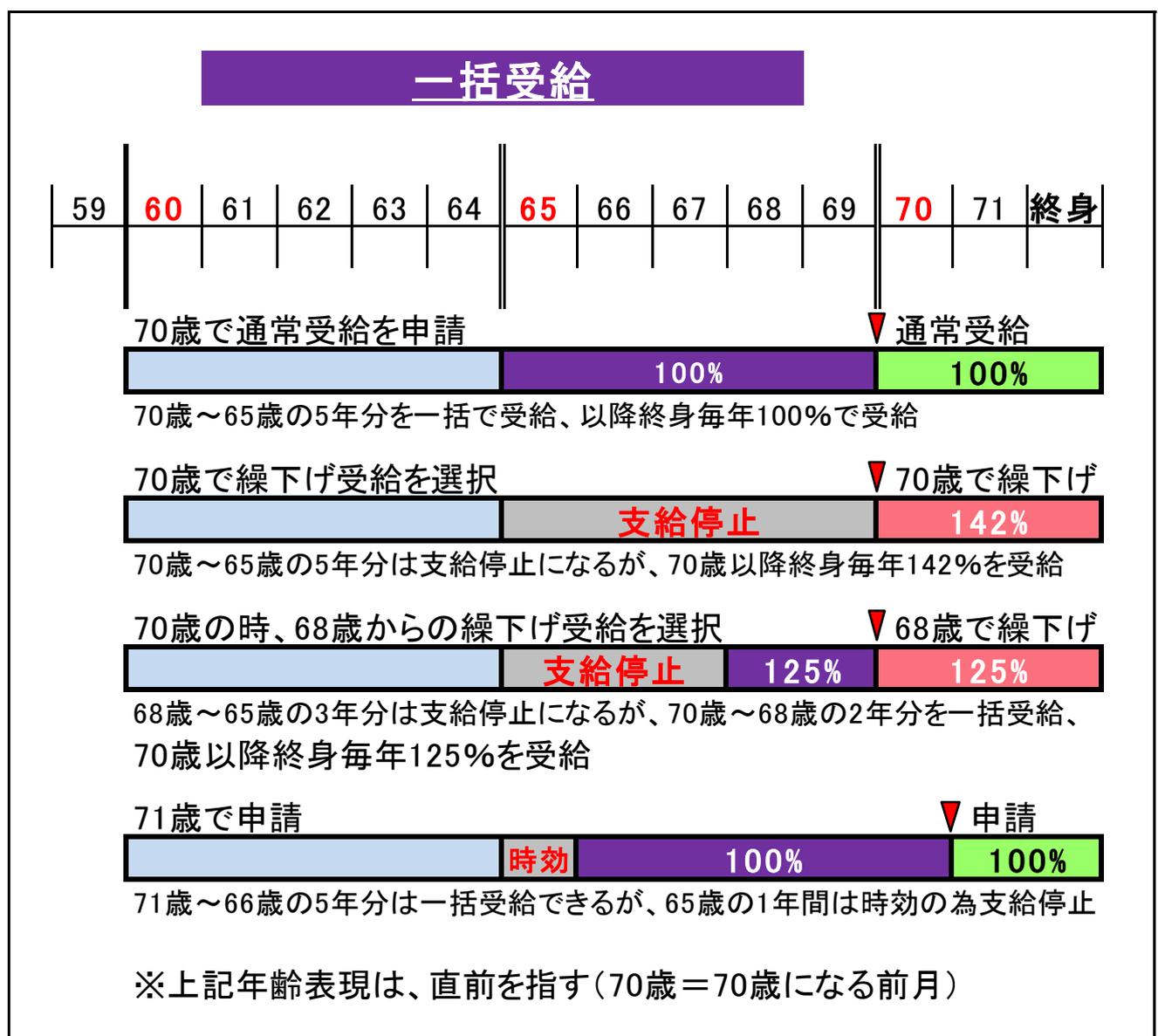
6. 一括受給

一括受給は制度でもなんでもなく、すでに受給権のある年金加入者に、単にたまっている年金をまとめて支給するだけのこと。

年金加入者にとっても、この一括受給は何の意味も為さない選択で、デメリットのみの何のメリットもない受給の仕方になる。

つまり、とっくにもらえる権利が発生していたのに、それを放置して国に預かってもらっていただけで利子がつくわけでもなく、へたをすれば時効を迎えて大損するリスクもあるので、自分の受給時期をしっかりチェックしておくこと。

一応、一括受給についての仕組みを以下に示しておく。



7. 年代別の受給スタイル（ここまでのまとめ）

年代別にどのような選択肢があるのかを整理する。

① 60歳～65歳未満

- ・先の説明の通り、60歳になれば『老齢基礎年金』の『繰上げ受給』で年金を受け取ることができるが、年齢相応して受給率が下がり、この請求した時点の受給率は終身継続され途中で変更することはできないので注意が必要。
- ・この『繰上げ受給』ができるのは『老齢基礎年金』だけで、『老齢厚生年金』の『繰上げ受給』はできない。

② 65歳～70歳未満

- ・受給資格年齢である65歳ですぐに受給を開始すれば、『老齢基礎年金』+『老齢厚生年金』+『差額加算』+加給年金を生涯に亘って受給できる。
但し在職中における『老齢厚生年金』は給与に応じて一部もしくは全額が支給停止され、全額支給停止であれば、『加給年金』も停止される。
しかし『差額加算』は、『老齢厚生年金』が支給停止になっても『差額加算』が元々『老齢基礎年金』の一部であることから、問題なく受給できる。
- ・『繰下げ受給』
受給資格年齢になっても『繰下げ受給』を選択して受給を見送ることにより、受給額を増額（最大142%）できる。
この請求は66歳～70歳未満までのどの時点でも可能で、請求時点でその年齢に相応した受給率で生涯に亘って受給することができる。
『繰下げ受給』を選択した場合は、受給開始まで『加給年金』も停止される。
『繰下げ受給』で増額となるのは70歳（69歳12ヵ月）までで、70歳を過ぎてもそれ以上上（142%）増額されない。

② 70歳以上

冒頭で説明した通り、70歳を過ぎてからの請求は最低でも1ヵ月分が時効となるので、70歳を迎えるまでに受給手続きをしておくこと。

以上で厚生年金の説明を終わるが、巻末に全体の流れを示した図を付加しておく。

厚生年金の年齢と受給の関係

